

議案第 1 1 1 号

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、猶予制度について定めるとともに、申告書等の記載事項に個人番号等を加えるほか、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市税賦課徴収条例（昭和30年調布市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

- 第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予期間内の各月に分割して納付し、又は納入する方法その他市長が適当と認める方法とする。
- 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付させ、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定

めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次の各号に掲げ

る書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次の各号に掲げ

る書類とする。

(1) 第2項第4号に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予期間内の各月に分割して納付し、又は納入する方法その他市長が適当と認める方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付させ、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予期間内の各月に分割して納付し、又は納入する方法その他市長が適当と認める方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付させ、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事実を証するに足りる書類

(2) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第36条の2第8項中「寮等の所在」を「寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民

税について同じ。)」に改める。

第57条の2第1項第1号中「及び氏名」を「, 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい, 当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては, 住所及び氏名又は名称)」に改め, 同項第3号中「共有部分」を「共用部分」に改める。

第57条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては, 住所及び氏名又は名称)」に改める。

第67条第1項第1号及び第67条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては, 住所及び氏名又は名称)」に改める。

第147条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地, 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては, 住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第10条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては, 住所及び氏名又は名称)」に改め, 同条第3項第1号中「及び氏名」を「, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては, 住所及び氏名又は名称)」に改め, 同条第4項第1号, 第5項第1号, 第6項第1号, 第7項第1号, 第8項第1号, 第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては, 住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第13条の4第2項第1号，第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）」に改め，同条第3項第1号中「及び氏名」を「，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，平成28年4月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第8項，第57条の2第1項第1号，第57条の3第1項第1号及び第2項第1号，第67条第1項第1号，第67条の2第1項第1号並びに第147条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号，第2項第1号，第3項第1号，第4項第1号，第5項第1号，第6項第1号，第7項第1号，第8項第1号，第9項第1号及び第10項第1号，第13条の4第2項第1号，第3項第1号及び第4項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第3条から第5条までの規定 平成28年1月1日

(2) 第18条の2第1項の改正規定 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日

（徴収猶予，職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の調布市税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第8条，第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第

226号。以下この条において「28年改正後の法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される28年改正後の法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「28年改正前の法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第10条及び第12条(28年改正後の法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた28年改正前の法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第11条及び第12条(28年改正後の法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 改正後の条例第36条の2第8項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前行われたこの条例による改正前の調布市税賦課徴収条例(以下「改正前の条例」という。)第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 改正後の条例第57条の2第1項第1号、第57条の3第1項第1号及び第2項第1号、第67条第1項第1号並びに第67条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する改正

後の条例第57条の2第1項並びに第57条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書，改正後の条例附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は改正後の条例第67条第1項及び第67条の2第1項並びに附則第10条の3各項，第13条の4第2項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し，同日前に提出した改正前の条例第57条の2第1項並びに第57条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書，改正前の条例附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は改正前の条例第67条第1項及び第67条の2第1項並びに附則第10条の3各項，第13条の4第2項及び第22条第1項に規定する申告書については，なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第5条 改正後の条例第147条第1号の規定は，附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる同条の規定による申告について適用し，同日前に行われた改正前の条例第147条の規定による申告については，なお従前の例による。